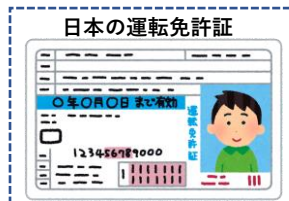


ルールを守って日本で安全運転

① 無免許運転の禁止

★ 日本で運転するために必要な免許証（次のいずれか）

- 日本の運転免許証
- ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証（※1）
→ アメリカ、イタリア、英国、カナダ、韓国、タイ、フィリピン等
- スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ及び台湾の運転免許証に
翻訳文（※2）が添付されているもの（※1）



ジュネーブ条約に
定められた国際運
転免許証



★ 無免許で運転した場合は重い罰則が科せられるほか、無免許運転と知りながら、車両を提供したり、同乗したりした人にも重い罰則が科せられます。

※1 日本で運転できる期間は、日本に上陸した日から起算して1年間又は当該免許証の有効期間（国際運転免許証の有効期間は発給の日から1年間）のいずれか短い期間。

※2 翻訳文は、当該運転免許証を発給した国の領事機関、国家公安委員会が指定した法人等が作成したものに限る。

② 飲酒運転の禁止

★ お酒を飲んだときは、車両を運転してはいけません。
重い罰則のほか、運転免許の取消し等の厳しい行政処分が科せられます。

★ 飲酒運転をするおそれがある者に対し、車両を提供してはいけません。
また、運転を要求し、又は依頼して飲酒運転の車両に同乗してもいけません。これらに違反した場合も重い罰則が科せられます。



二日酔いもダメ！

③ 交通事故が起きたら、必ず警察へ通報

★ 交通事故が起きたら、負傷者がいなくても、必ず警察（110）へ通報してください。負傷者がいる場合は、負傷者を救護し、救急車（119）を要請して警察（110）へ通報してください。

★ 負傷者を救護しなかったり、警察へ通報しなかったりした場合、重い罰則のほか、運転免許の取消し等の厳しい行政処分が科せられます。



④ 交差点では、特に注意

★ 交差点では、「①歩行者優先」「②右折時は直進・左折車優先」

★ 横断歩道を横断している歩行者や、横断しようとしている歩行者がいるときは、「一時停止」しなければなりません。



⑤ 信号機や標識の意味を正しく理解

日本には、あなたの母国とは異なる交通ルールや標識があります。



★ 赤信号は必ず止まる。直進も右折もできません。



矢印の信号が出ているときは、矢印が指す方向に進むことができます。



Stop signs

★ この標識がある場所では必ず一時停止して左右の安全確認

